

当社退職者の皆様への石綿健康相談窓口のご案内

厚生労働省の広報や新聞報道等でご承知のとおり、石綿による健康被害が社会問題となっております。当社では、厚生労働省が制定した石綿障害予防規則等の石綿に関する関係法令・規制を遵守し、各種検査工事等において石綿製品の取扱いをしてきましたが、遺憾ながら退職者の方の中にも中皮腫などの石綿健康被害に遭われた方がおられます。

石綿にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、石綿との因果関係が強く指摘されています。また、これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、肺がん（原発性）で15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があります。このため、10数年前から石綿に関する補償制度や救済制度等については、厚生労働省などにより広く周知されております。

当社では退職者の方を対象として、石綿に関する健康不安のある方からのご相談、健康管理手帳や労災補償に関するご質問やご相談等を受付けております。また、健康管理手帳や労災補償の申請につきましては、一定の要件を満たした方を対象に、作業歴、職務内容などお申し出の内容を確認させていただき、証明書の発行など必要な手続きに関するお手伝いをさせていただきます。

退職者の方で石綿に関するご質問・ご相談がありましたら、下記相談窓口までご相談下さい。

「健康管理手帳」の交付要件は、下記のいずれかに該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 石綿等を製造し、取り扱う業務に従事し、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 石綿の製造作業、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む）に1年以上従事した方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上を経過していること。（直接業務のみが対象）
- (3) 石綿を取り扱う作業（前号の作業を除く）に10年以上従事していた方。（直接業務のみが対象）

（注意事項）

①対象者は石綿作業に継続して従事していた方に限られます。

②交付要件の(2)、(3)両方の従事経験のある方については合算することが出来ます。

(2)の作業に従事した月数×10倍＋(3)の作業に従事した月数の合計が120カ月以上の場合には手帳を受け取ることが出来ます。（直接業務のみが対象）

例) (2)に6カ月間、(3)に6年間の作業に従事していた場合

→ (6ヶ月×10) + 6年(72ヶ月) = 132ヶ月 ≥ 120ヶ月

→手帳を受け取ることが出来ます。

詳細につきましては下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/other/pamph/index.html

<相談窓口> 平日 9:00～17:00

日本工業検査(株)浅野事務所 安全衛生・環境部 044-271-6002